

第五種共同漁業権遊漁規則

**内共第35号
第36号**

令和7年7月15日施行

岐阜県矢作川漁業協同組合

岐阜県矢作川漁業協同組合内共第35号・内共第36号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県矢作川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第35号及び内共第36号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアーワーム（針4本まで）、友釣）・筒漁・捨て針・たも網に限るものとし、全川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公示の日から12月31日までは、次の表に記載された漁法を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

漁具・漁法		区域	規模等
手釣・ 竿釣	餌釣、毛針釣	全域	リールの使用は可能
	オトリ鮎を使用	全域	リールの使用は禁止
	ルアーワーム（針4本まで）	上村川、飯田洞川	リールの使用は禁止
		上記を除く区域	リールの使用は可能

- 2 全川においては、次の表に記載された漁法を除き、あまご・うなぎの遊漁をしてはならない。

漁業の名称	漁業の方法		区域
あまご漁業	竿釣（餌釣、毛針釣、ルアーワーム）		全域
	たも網	口径40cm以下	
うなぎ漁業	手釣、竿釣、筒漁、捨て針		全域
	たも網	口径40cm以下	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日以降組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで ただし、たも網による遊漁は5月1日から9月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで ただし、たも網による遊漁は5月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する販売店に提示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
明智川支流高波川、岩崎えん堤から上流宇藤橋まで400メートルの間の区域	1月1日から12月31日まで
明智川支流高波川、源内橋より上流源内洞入り口まで1,200メートルの間の区域	1月1日から12月31日まで
上村川、下村発電所下村えん堤下流100メートルの間の区域	1月1日から12月31日まで
上村川支流飯田洞川、飯田洞発電所飯田洞えん堤から下流100メートルの間の区域	1月1日から12月31日まで
上村川、上村川発電所上村えん堤より下流100メートルの間の区域	1月1日から12月31日まで

(釣り専用区)

第6条 次の表のア欄の区域において、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の遊具・漁法である遊漁をしてはならない

ア区域	イ期間	ウ遊具・漁法
明智川支流高波川、高波橋より上流室屋橋までの間1,200メートルの区域	1月1日以降で組合が定めて公示する日から	あゆの友釣
明智川の下ヶ渕滝より上流両家橋まで		

上村川の下村発電所放水口から根羽川との合流点まで	9月15日まで	あゆの友釣
上村川の新平岩えん堤から下村発電所放水口までの3,500メートルの区域		
明智川支流高波川、宇藤橋より上流きびだいら橋までの間1,500メートルの区域		
明智川の明智宮橋下流端から吉田川出合いまで		
明智川の両家橋より上流滝坂川出合いまで		
吉田川の明智鉱業の入り口の橋より上流(源流まで)		
上村川の飯田洞川合流点から下村発電所下村えん堤まで		

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

一 手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日釣	年釣
あゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円
雑魚	手釣・竿釣・たも網	1,000円	4,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料	
		日釣	年釣
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者) 75歳以上の者	1,000円	5,000円
	18歳以下	無料	無料
雑魚	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者) 75歳以上の者	500円	2,500円
	18歳以下	無料	無料

- 3 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板又はウェブサイトにて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
 - 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に組合が指定する遊漁証取扱所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示

する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻は、行わないものとする。

附則

この規則は令和6年1月1日より施行する。

附則

この規則は令和7年1月1日より施行する。

附則

この規則は令和7年7月15日より施行する。